

平成29年度

事業計画

(平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日)

平成29年度北見市社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

北見市の人口が12万人を割り込み、高齢化率も30パーセントを超えるなど、人口減少と少子高齢化の進行が加速しています。一方、高齢者と若者の単身世帯及び高齢二世帯は増加し、平均世帯人員数は1.95人まで減少しています。こうした地域や世帯構成の変化に伴い、住民同士の繋がりが薄れ、町内会加入率も次第に低下しています。その結果、社会的孤立や生活の困窮、消費者被害、認知症高齢者の増加など、市民生活においてはこれまでの福祉制度の枠組みでは対応することが難しい新たな生活課題や福祉課題が顕在化し、広がりを見せています。

このため、北見市では介護保険制度や障害者総合支援法、子ども・子育て支援制度、生活困窮者自立支援制度など、さまざまな制度改正に対応した福祉のまちづくりに取り組んでおり、平成29年度からは要支援者に対する介護サービスを介護保険から市の独自事業に移行する地域支援事業の取り組みが始まるほか、各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターと認知症地域支援推進員を配置するなど、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備が図られようとしています。

北見市社会福祉協議会では、こうした制度改正や市の福祉施策に柔軟に対応するため、これまでも必要な人材確保や職員のスキルアップ、介護保険事業の経営改善対策などに取り組んできましたが、平成29年度においても引き続きこれらの取り組みを強化するとともに、将来にわたって持続可能な経営基盤の確立に努めてまいります。

また、平成29年4月の改正新社会福祉法の施行に伴い、新たな評議員・理事・監事による法人運営体制を構築するほか、成年後見支援センターや自立支援センターなどの受託事業をはじめ地域福祉事業、ボランティア事業、介護保険事業などがより一層効果的な事業やサービスとなるよう取り組みを強化してまいります。

社会福祉法人改革元年に位置付けられる平成29年度は、特に町内会や自治会、民生委員児童委員協議会、社会福祉施設、ボランティア団体、市内事業所をはじめとする様々な会員によって支えられている本会の組織力や強みを活かし、行政や関係機関との連携を密にし、地域福祉の推進役として市民の皆様に理解され信頼される「社協」の実現を目指し活動を進めてまいります。

2. 重点推進方針

- 1) 地域の生活課題や困りごとの解決に向けた総合相談支援体制の強化
- 2) 地域の福祉活動やボランティア活動を担う新たな人材の発掘と育成
- 3) 地域に理解され信頼される社協活動の推進と安定的な法人経営の確立

I. 具体的な事業推進計画

I. 地域福祉事業

「ともに支え合う安心・安全・福祉のまちづくり」に向け、地域の課題を発見・共有し、これまでの福祉サービスでは十分な支援が行き届かない方々に対する具体的な解決に向けた仕組みづくりと、地域における支え合い活動を担う人づくりを重点目標として取り組んでまいります。

1. 高齢者福祉事業

- (1) 高齢者団体福祉活動助成事業（本所）
- (2) 一人暮らしの高齢者に対する安否確認、相談援助（端野・常呂支所）

端野	声かけ訪問	月1回訪問（または電話）
常呂	安心訪問	年4回訪問

- (3) 愛の訪問事業（端野支所）
- (4) ふれあいバス旅行（端野支所）
- (5) ふれあい郵便事業（端野・常呂支所）

端野	社協事業等の情報提供・案内	年12回
常呂	誕生カード・残暑見舞い・年賀状	年3回

- (6) ふれあい交流事業（端野・常呂・留辺薬支所）

端野	ふれあい食事会	年2回	
常呂	ふれあい食事会	年4回	
留辺薬	いきいきふれあいの集い	年23回	運営委員会形式

- (7) 安心声かけ電話サービス「おしゃべり電話」（常呂支所）
- (8) ふれあいクリスマス会（常呂支所）
- (9) 介護用品給付事業（常呂支所）
- (10) 敬老祝品事業（留辺薬支所）
- (11) ひとり暮らし高齢者などの生活に関する調査の実施【新規】
- (12) 鍵預かりサービス事業（本所）【新規】

内容：一人暮らしの高齢者などを対象として、安否確認が必要な際に、事前にお預かりした鍵を使用して自宅内に入り安否確認を行います。モデル事業として地区を設定して実施。

2. 障がい者福祉事業

- (1) 障がい者自立者表彰
- (2) ふれあい広場（本所・端野・留辺薬支所）

本所	福祉体験・展示、交流、ふれあいの店等	年1回	実行委員会形式
端野	語らいの広場	年1回	
留辺薬	チャリティーバザー、芸能発表会	年2回	実行委員会形式

- (3) 障がい児童のいる世帯支援事業（常呂支所）
- (4) 障がい者ネットワーク「常呂ささえてネット」（常呂支所）
- (5) ワークサポート事業（常呂支所）

3. 児童・青少年福祉事業

- (1) 子ども会活動への支援（本所）

4. ひとり親家庭福祉事業

(1) 児童のいるひとり親世帯支援事業（常呂支所）

5. 小地域ネットワーク事業

(1) 地域福祉活動合同推進本部の運営（本所）

- ①地域福祉活動合同推進本部会議の開催
- ②地域福祉活動合同推進本部事務局会議（仮称）【新規】
- ③地域福祉活動研修会

(2) 町内会（自治会）福祉活動の推進

- ①町内会福祉活動助成事業
- ②町内会（自治会）対象の研修会
- ③小地域ネットワーク研修会（留辺蘂支所）
- ④出前サロンいきいき

(3) サロン事業の推進

- ①いきいきふれあいサロン事業
- ②いきいきふれあいサロンの立ち上げ支援
- ③一日体験サロン
- ④いきいきふれあいサロン事業代表者会議及び実践者交流会
- ⑤介護予防サポーター養成講座（市と共催）

6. 子育て支援事業

(1) 子育てサポート事業の実施（常呂支所）

- ①臨時的託児サービス「スキップ」事業
- ②木のおもちゃ・ベビー用品整備・貸出事業

品 目	ベビーベッド・ベビーバス・チャイルドシート・ベビーゲート等
-----	-------------------------------

7. 結婚相談事業

(1) 結婚相談所の運営及び結婚相談事業の推進

8. 地域援助事業

(1) 会員弔意事業（端野・留辺蘂支所）

端 野	弔意品（ロウソクセット）	留辺蘂	供花料
-----	--------------	-----	-----

9. 共同募金助成事業

- (1) 福祉団体等運営費助成事業
- (2) 歳末たすけあい見舞金贈呈事業
- (3) 福祉団体等歳末助成事業

10. 福祉ショップ事業

(1) みんなのふれあい福祉ショップ『テルベ』の運営（管内の障がい者8施設が出店）

11. ボランティア事業

(1) ボランティア市民活動センターの運営

- ①ボランティア派遣需給調整業務の推進
- ②ボランティアアシスタント・ボランティアアドバイザー業務の推進（本所）
- ③ボランティア市民活動センター運営委員会の開催
- ④スマイル届け隊（出張講座・披露）の推進
- ⑤地域活動ボランティアの体制整備
- ⑥個人・団体ボランティアとの交流・情報交換の場づくり（本所・端野支所）

⑦ボラセン・ところ運営委員会の開催（常呂支所）

(2) ボランティア登録事業の推進

- ①個人・団体ボランティアの登録促進
- ②登録説明用パンフレットの整備・活用
- ③ボランティア活動保険及びボランティア行事用保険の加入促進

(3) 市民啓発推進事業の実施

①情報紙の発行

本 所	個人・団体登録ボランティア情報紙「散歩道」	毎 月
	北見市ボランティア市民活動センター情報紙「スマイル」	年 4 回
	ボランティアアドバイザー情報紙	年 6 回
	視覚障がい者情報紙「まど」	隔 月
端 野	社協だより地域版と併せた広報・啓発活動	年 4 回
常 呂	ボランティア情報紙「ぺったんこ」	毎 月
留辺蘂	社協だより地域版と併せた広報・啓発活動	年 3 回

- ②多様な広報媒体を通じた積極的な情報提供
- ③各種啓発チラシ及び文集の作成と収集・配布
- ④福祉啓発作品展（児童・生徒福祉作文コンクール）の実施
- ⑤ぺったんこフェスタの開催（常呂支所）
- ⑥パンフレットやホームページ、フェイスブックを活用した情報の発信

(4) 災害ボランティアセンターの整備

- ①運営マニュアルや資機材を活用した災害ボランティア研修会の開催
- ②災害ボランティアの登録促進
- ③市民及び災害ボランティア活動団体との協働
- ④北見市防災総合訓練への参加
- ⑤留辺蘂自治区防災訓練への参加（留辺蘂支所）

(5) 養成・研修事業の推進

①各種養成・研修事業の開催

本 所・端 野	ボランティア（養成）講座・研修会	年数回
常 呂・留辺蘂	ボランティア出前講座	随 時
本 所	生活支援ボランティア養成講座【新規】	年 2 回
	思いやり届け隊【新規】	年数回
	ワークボランティア学習会	年 1 回
	車椅子・ガイドヘルプ学習会	年 1 回
	ボランティア団体との積極的協働と研修会	随 時
本 所・常 呂	ボランティア交流会	年 1 回
常 呂	まごの手届け隊	年 2 回

- ②その他、各種研修会・大会への派遣・参加

(6) 調査・研究事業の実施

- ①ボランティア等社会資源に関する実態調査の実施
- ②有償ボランティアやポイント制度の調査・研究
- ③ボランティア派遣ニーズ調整会議の開催

(7) 福祉教育推進事業

- ①児童生徒のボランティア活動普及事業の推進
- ②福祉教育実践校・ボランティア協力校事業の推進
(小学校7校、小中学校1校、中学校4校、高等学校4校)
- ③小中高校における総合学習(福祉教育)への支援
- ④学生ボランティア活動への支援・育成
- ⑤児童・生徒を対象とした体験学習会(本所)

(8) 関係団体との連携

- ①北見市福祉の街づくり会議、スマイル@カレッジへの援助・協力(本所)
- ②企業の社会貢献としてのボランティア活動への援助・協力
- ③視覚障がい者「おしゃべりの集い」に対する活動支援(本所)
- ④ボランティア団体との協働
- ⑤活動の場への援助・協力(留辺蘂支所)

(9) オホーツク管内ボランティア活動の推進

- ①オホーツク圏ボランティア活動推進会議への出席(本所)
- ②近郊市町と連携したボランティア研修会等の開催

1 2. 福祉人材バンク事業の推進(本所)

(1) 啓発・広報事業の実施

- ①広報媒体を利用した求職・求人募集広告の掲載(毎月)
- ②インターネットによる求人情報の提供

(2) 養成・研修事業の実施

- ①福祉施設見学会の開催
- ②福祉マンパワー活用講習会及び福祉職場説明会の共催

(3) 需給調整事業の実施

- ①求人・求職の開拓・登録及び就労の促進
- ②求職登録者への情報の提供(毎月)と福祉サービスに関する相談
- ③キャリア支援専門員の配置による就労支援の強化【新規】

内容：求職者のニーズにあった福祉の職場や事業所を開拓・紹介するとともに就労者支援制度の積極的な紹介を行うなど就職活動と就職後の定着を支援。

(4) 関係機関との連携

- ①北海道福祉人材センター及び道内各福祉人材バンクとの連携
- ②ハローワークとの連携及び出張相談の実施
- ③各種研修会・連絡会議への参加

1 3. 要援護高齢者等福祉サービス事業

(1) 安否確認事業

本所・端野	乳酸菌飲料の配達により実施(原則週3回、月・水・金曜日)
常呂・留辺蘂	電話により実施(月・水・金曜日)

(2) 介護用具貸与事業

品目	電動ベッド・車椅子・エアーマット
----	------------------

(3) 緊急通報システム設置事業

(4) 除雪サービス事業

- (5) 寝具乾燥サービス事業
- (6) 訪問理美容事業
- (7) ひとり暮らし高齢者世帯等除雪地域活動支援・普及事業（除雪機貸与）

14. 重度身体障害者移送サービス事業

- (1) リフト付バス移送サービス事業の推進（本所・常呂支所）

15. 常呂自治区通院バス運行业務

16. その他の事業

- (1) 広報活動の推進

①社協だより（全市版・年4回）の発行

②社協だより（地域版）の発行

端野	年4回	常呂	年12回	留辺蘂	年3回
----	-----	----	------	-----	-----

③ホームページ・フェイスブック等による情報発信

- (2) 自主財源造成事業

本所	ふれあいの夕べ	実行委員会形式
常呂	ふれあいパーティー	実行委員会形式

- (3) 共同募金運動への積極的な協力

- (4) 福祉団体事務・事業への協力

- (5) 備品貸出事業

本所	車椅子・高齢者疑似体験セット・視聴覚教材（ビデオ・DVD・図書）・ 行事用テント・プロジェクター・スクリーン等
端野	車椅子
常呂	車椅子・電動ベッド・歩行器・行事用テント等
留辺蘂	車椅子・行事用テント

- (6) 在宅介護者訪問事業（常呂支所）

- (7) 「みんなの広場」事業（常呂支所）

II. 生活支援事業

判断能力が低下し、日々の生活に不安を抱えている方（高齢者・障がい者など）が、適切な福祉サービスを利用しながら安心して生活することができるように、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用支援など地域で支える権利擁護の推進に努めます。

また、生活の困窮などあらゆる悩み事の相談に応じ、早期に社会的な自立が果たされるように、相談者に寄り添った包括的かつ継続的な支援に取り組んでまいります。

1. 相談事業

- (1) 心配ごと相談事業の実施

2. 応急援護資金貸付事業

- (1) 応急援護資金の貸付

3. 生活福祉資金貸付事業

- (1) 生活福祉資金の相談・申請受付
- (2) 特別生活資金の相談・申請受付

4. 自立支援センター事業

- (1) 生活困窮にかかる総合相談・支援

(2) 生活困窮実態把握調査の実施【新規】

内容：地域に潜在する生活困窮の実態把握及び掘り起こしを目的に実態調査を実施。

(3) 積極的な訪問支援（アウトリーチ）の実施

(4) ケース会議・支援調整会議の開催

(5) 関係機関との連携強化及び新たなネットワークの構築

(6) 生活困窮者自立支援制度の普及・啓発（市民向けセミナーの開催）【新規】

内容：生活困窮者自立支援制度への理解を深めてもらうため、市民向けセミナーを開催。

(7) オホーツク管内自立相談支援事業相談担当者学習会の開催及び広域連携【新規】

(8) 就労困難者に対する支援の実施

(9) 民間職業紹介事業者との連携による早期就労支援【新規】

内容：北見市で実施している「北見市民間職業紹介事業」と連携し、早期就労に向け生活困窮状態からの脱却を支援。

5. 法人後見事業

(1) 法人後見の受任

(2) 法人後見支援員（市民後見人）の登録活用

(3) 法人後見支援員（市民後見人）の活動支援

6. 成年後見支援センター事業

(1) 成年後見制度に係る相談・支援

(2) 成年後見制度の普及・啓発（市民向け・専門職向けセミナーの開催）

(3) 市民後見人の養成と活動支援

(4) 法人後見支援員（市民後見人）活動マニュアルの作成【新規】

内容：法人後見支援員が安心して後見活動に従事出来るよう活動マニュアルを作成。

(5) 首長申立に係る手続き支援

(6) 運営委員会・審査検討会の開催

(7) 専門職による無料相談（弁護士・司法書士・社会福祉士）

(8) 相談支援機関との連携及び後方支援

(9) 市民後見人による個人受任に向けた関係機関との調整【新規】

内容：今後ますます増加が見込まれる法人後見受任ケースに柔軟に対応するべく個人受任の可能性などについて関係機関との協議。

(10) オホーツク管内市民後見人活動交流会への参加

7. 日常生活自立支援事業

(1) 福祉サービスの利用援助サービス

(2) 日常的な金銭管理サービス

(3) 書類等の預かりサービス

(4) 生活支援員の活動支援

(5) 生活支援員研修会の開催

(6) 生活支援員の登録活用

Ⅲ. 在宅福祉事業

介護保険事業を担う「訪問介護事業所」と「居宅介護支援事業所」は再編後2年目を迎えますが、さらに市民の皆様へ信頼いただける質の高いサービスの提供に努めてまいります。

新総合事業として平成29年度から始まる「生活支援体制整備事業」では「生活支援コーディネー

ター」を配置し、地域における生活支援・介護予防サービス提供体制の整備に向けた取り組みを進めてまいります。また、「認知症施策推進事業」では「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症の方や家族を支える相談支援を行うほか「認知症初期集中チーム」を設置し、認知症の方を地域で支える仕組みづくりに取り組んでまいります。

1. ヘルパーステーション（介護保険事業他）

- (1) 訪問介護事業の実施
- (2) 生活管理指導員派遣事業（自立者支援）の実施
- (3) 子育て支援世帯の養育支援訪問事業の実施
- (4) 福祉有償運送事業の実施（本所・常呂支所）
- (5) 自己負担等による訪問介護事業の実施
- (6) 職員の資質向上のための各種研修会への参加
- (7) 関係機関・事業所等との連携：随時
- (8) 訪問介護事業にかかる広報活動：随時
- (9) 介護保険法改正に対応する健全運営にかかる研究・協議
- (10) 事業所の介護サービス情報の公表
- (11) カードプレゼント事業（端野・常呂支所）

2. ヘルパーステーション（障害者総合支援事業）

- (1) 訪問介護事業の実施
- (2) 地域生活援助事業（移動支援）の実施

3. 居宅介護支援事業（中央地区、常呂地区）

- (1) 居宅サービス計画の作成及びサービスの利用管理
- (2) サービス利用関係者によるケアカンファレンスの実施及び参加
- (3) サービス利用にかかるモニタリングの実施
- (4) 介護保険サービス利用にかかる代行申請業務の実施
- (5) 居宅生活にかかる相談・情報提供
- (6) 要介護認定調査の実施
- (7) 福祉サービスにかかる利用計画書の作成
- (8) 予防給付ケアマネジメント業務の実施（地域包括支援センターから受託）
- (9) 職員の資質向上のための各種研修会への参加

4. 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業（本所）

- (1) 入居者からの生活相談の対応
- (2) 訪問及び電話による安否確認の実施（朝・夕）
- (3) 生活困難時の一時的な家事援助の実施
- (4) 緊急時の連絡体制の整備と緊急対応の実施
- (5) 地域とのコミュニティーづくりを目的とする団らん室の活用
- (6) 入居者への各種講座や交流会の開催
- (7) 高齢者生活相談所の管理

5. 地域包括支援センター事業（北部地区、常呂地区、留辺蘂・温根湯温泉地区）

- (1) 介護予防ケアマネジメント業務の推進
- (2) 総合相談・支援事業の推進
- (3) 権利擁護事業の推進
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務の推進

- (5) 地域住民に対する家族介護教室の実施
- (6) 多職種連携によるネットワークの構築
- (7) 生活支援体制整備事業の実施【新規】
 - ①生活支援コーディネーターの配置

内容：地域包括支援センター内に「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置し、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を図る。
- (8) 認知症総合支援事業の実施【新規】
 - ①認知症地域支援推進員の配置

内容：地域包括支援センター内に「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症の方ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるように、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関を繋ぐ連携支援や認知症の方とその家族を支援する相談業務等の実施。
 - ②認知症初期集中支援チームの設置

内容：複数の専門職が認知症と疑われる方とその家族を訪問し、認知症の専門医による観察・評価を行い、本人や家族支援など初期の支援を行い自立へのサポートを実施。
- (9) 職員の資質向上のための各種研修会への参加
- (10) 地域密着型運営推進会議への参加
- (11) 地域包括支援センター（高齢者相談支援センター）にかかる広報活動
- (12) 関係機関・団体・サービス事業所等との連携

6. 端野地区在宅介護支援センター事業

- (1) 地域の高齢者実態把握活動及び相談・支援
- (2) 保健・福祉サービスの情報提供及び啓発
- (3) 各種研修会や地域包括ケア会議への参加
- (4) 東部・端野地区地域包括支援センター及び他事業所等との連携

7. 端野デイサービスセンター事業

- (1) 通所介護事業の実施
- (2) 基準該当生活介護事業の実施
- (3) 障がい者日中一時支援事業の実施
- (4) 通所型介護予防事業（地域参加型）の実施
- (5) 職員の資質向上のための各種研修会への参加
- (6) ボランティアの積極的な受入れ

IV. 法人運営事業

社会福祉法人制度改革に沿った適正な法人の運営を図るとともに、人口減少や高齢化など外部環境の変化にしっかりと対応しながら、補助金や委託費をはじめ自主財源の確保など安定的な財政運営に努めてまいります。

1. 法人の適切な運営

- (1) 評議員会及び理事会の適時開催
- (2) 正副会長会議の開催（隔月）
- (3) 定例監査の実施（四半期毎）
- (4) 支所長・課長連絡会議の開催（毎月）
- (5) 地域福祉活動合同推進本部会議の開催（本所）

- (6) 地域福祉推進委員会の開催（端野・常呂・留辺蘂支所）
- (7) 法律顧問及び会計顧問設置による適切な法人運営
- (8) 市内社会福祉法人及び福祉関係機関・団体との連携強化
- (9) 役員研修会の開催及び各種研修会への参加
- (10) 計画的な職員研修とキャリアアップの実施
- (11) 教育機関などからの実習生の受入れによる福祉人材育成【新規】
- (12) 職員の健康管理及び職場環境の点検による産業医の職場巡視

2. 財政強化の推進

- (1) 会員（普通会員・賛助会員）制度のあり方についての検討と加入促進
- (2) 自主財源増強に向けた検討と取り組み強化
- (3) 財政健全化対策の推進

3. 指定管理施設の適切な経営

- (1) 総合福祉会館管理経営事業（本所）
- (2) 老人いこいの家管理経営事業（常呂支所）
- (3) はあとふるプラザ管理経営事業（留辺蘂支所）

4. 障がい者社会参加促進事業

- (1) 障がい者の社会参加を目的とするスポーツ・文化活動講座の開催（10 講座）

5. コミュニケーション支援事業

- (1) 点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成講座